

基準日設定公告

令和5年4月吉日

株主各位

新潟県新潟市中央区天神一丁目1番地3
株式会社メビウス 代表取締役 加藤幸久

当社は、令和5年4月21日(金)開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和5年4月20日(木)を基準日と定め、同日午前0時現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

以上